

玉川総合公園運動場使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

施設区分	使用区分	使用時間	使用料	
多目的広場		1 時間までごとに	160円	
	夜間照明施設	1 時間までごとに	460円	
テニスコート		1 時間までごとに	250円	
	夜間照明施設	1 時間までごとに	250円	
多目的体育館	競技場・大ホール		1 時間までごとに	2,000円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	2,000円
	選手更衣室 1		1 時間までごとに	70円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	40円
	選手更衣室 2		1 時間までごとに	120円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	70円
	和室研修室	1 室	1 時間までごとに	300円
	冷暖房施設	1 室	1 時間までごとに	180円
	会議室	1 室	1 時間までごとに	150円
	冷暖房施設	1 室	1 時間までごとに	90円
	3 世代ふれあい室		1 時間までごとに	140円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	80円
	ホワイエ（エントランス・ロビー含む。）		1 時間までごとに	430円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	250円
	トレーニング室		1 時間までごとに	450円
	冷暖房施設		1 時間までごとに	270円
武道場		1 時間までごとに	1,000円	
冷暖房施設		1 時間までごとに	600円	
器具	マイク	1 本	1 回	100円
	舞台照明設備	1 式	1 回	1,000円
	音響設備	1 式	1 回	500円
	反響板	1 式	1 回	200円
	スクリーン	1 式	1 回	300円
	ピアノ	1 式	1 回	2,000円
	電源コンセント	1 口	1 日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要す

る時間を含む。

- 2 多目的広場の1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 3 武道場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設を除く。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 練習等のため当日以外に大ホールのステージのみ使用する場合は、所定の使用料に3割を乗じて得た額とする。
- 6 多目的広場、テニスコート、競技場・大ホール（スポーツ使用に限る。）、トレーニング室及び武道場を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。